

及離縁跡相續申出候ハ、家持ハ親類地借店借ハ地受人店受人印形致し、是迄之通前同斷連印可申出候事。

一御仕置等被仰付、減切相成候者ハ、其時々可申出候事。

一欠落致し、欠所ニ相成候分ハ減切、家財妻子江被下候分、相續是迄之通前同斷連印を以可申出候事。

但是迄之通堺町、葺屋町、木挽町、并新吉原町、且出稼之食物商人共ハ、右申渡之外ニ候事。

右之通相心得以後、共猶不相弛様嚴重ニ可取計候食物渡世之者株式差定候筋ニは無之右渡世柄之もの、人數不相増様ニとの御趣意ニ候間、家業賣買ニ紛敷儀、并其最寄之組合之名目、或者行事等相立候様之心得違無之様名主支配限、月行事持場所共不洩様壹人別ニ得と可申聞候、

右之趣者町御奉行江伺之上申渡候儀ニ候條可得其意候、

申
四月

〔徒然草〕鯉ばかりこそ御前にもきらる、物なれば、やんごとなき魚なれ、鳥には雉さうなきものなり、雉松茸などは、御湯殿の上にかゝりたるも苦しからず、其外は心うき事なり、

〔塵塚物語〕細川勝元淀鯉料理之事

管領右京大夫勝元は、一家無雙の榮耀人にて、さまざまのものであそびに財寶をついいやし、奢侈のきこえもありといへり、平生の珍膳妙衣は申に及ばず、客殿屋形の美々しき事言語同斷なりと云々、此人つねに鯉をこのみて食せられけるに、御家來の大名、彼勝元におもねりて、鯉をおくる事かそへがたし、一日ある人のもとへ勝元を招請して、さまざまの料理をつくしてもてなしけり、此奔走にも鯉をつくりて出しけり、相伴の人三四人うやくしく陪膳せり、扱鯉を人々おほ